

片町線複線化促進期成同盟会要綱

(名称)

第1条 この会は、片町線複線化促進期成同盟会（以下、「同盟会」という。）という。

(目的)

第2条 同盟会は、片町線の全線複線化の早期実現を期するとともに、輸送、サービスの改善を図るため、関係諸機関と密接なる連絡をとり事業の促進を図る。

(事業)

第3条 同盟会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1)関係機関に対する請願、陳情、要望
- (2)世論の啓発、情報の収集
- (3)その他必要な事業

(構成)

第4条 同盟会は、関係市町をもって構成する。

(役員)

第5条 同盟会に次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 3名
- (3)監事 1名

(役員の選任及び任期)

第6条 役員は、総会において、これを選任する。

2 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の任務)

第7条 会長は、同盟会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは、その職務を代行する。

3 監事は、同盟会の経理を監査する。

(顧問・相談役)

第8条 同盟会に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、会長が役員の承認を得て委嘱する。

(会議)

第9条 同盟会の会議は、総会及び役員会とし、会長が必要に応じて招集する。

2 総会は、重要事項の審議を行う。

3 役員会は、総会の委任した事項及び緊急を要する事項の審議を行う。

4 総会及び役員会は、会長が招集し、その議長となる。

(事務局)

第10条 同盟会の事務局は、会長の所属する市町に置く。

(会計)

第11条 同盟会に要する経費は、加盟市町の分担金及びその他の収入をもって充てる。

2 同盟会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第12条 この要綱に定めのないものについては、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和27年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年7月3日から施行する。